

スクールヘルスリーダー派遣事業実施要綱

神戸市教育委員会事務局健康教育課

(設置)

第1条 神戸市教育委員会健康教育課（以下「市教育委員会」という。）は、スクールヘルスリーダー派遣事業基本方針に基づき、経験の浅い養護教員の研修を円滑に実施するため、スクールヘルスリーダー（以下「指導者」という。）を置く。

(学校への派遣)

第2条 市教育委員会は、スクールヘルスリーダー研修対象となる養護教員に指導及び助言等を行うため、指導者を本市採用4年目までの養護教員が所属する学校園（以下「関係校園」という。）へ派遣するものとする。

(職務)

第3条 指導者は、関係校園長の命を受けて、次に掲げる職務を行う。

(1) 第1回目に、関係校園とともに「スクールヘルスリーダー派遣事業出務計画書（様式1）」を作成する。

(2) 指導内容

- ・保健室の執務内容についての指導助言
- ・メンタルヘルスなど多様化した現代の健康課題に対する指導助言
- ・校園内研修における講師への指導助言
- ・校園内組織、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや地域の関係機関（医療機関も含む）等の連携に対する指導助言
- ・年齢に応じた児童生徒等への対応にかかる指導助言
- ・その他、スクールヘルスリーダー派遣事業に関し、関係校園長が必要と認める事項

(3) 出務日ごとに「スクールヘルスリーダー派遣事業執務記録（様式2）」を作成し、月末にまとめて健康教育課に提出する。

(任用)

第4条 原則として養護教員の退職者で、指導者としての資質を有する者を会計年度任用職員として任命する。

(任用期間)

第5条 指導者の任用期間は、4月1日から翌年の3月31日迄の範囲内で、市教育委員会が決定する。

(報酬等)

第6条 指導者の報酬及び関係校園までの通勤に要する費用は、別に定めるところにより、市教育委員会が支給する。

(勤務日及び勤務時間)

第7条 指導者の関係校園における勤務時間は、原則、当該養護教員が本市採用2年目及び3年目の場合は年間30時間を上限とし、4年目の場合は年間60時間を上限とする。ただし、採用2年目及び3年目でも校種間異動にかかる研修の要素も含む場合は、年間60時間を上限とする。

- 2 勤務時間は1時間単位とし、1日あたりの勤務時間は6時間を上限とする。
- 3 勤務日及び勤務時間の割り振りは、関係校園長が定める。

(服務)

第8条 指導者は、服務について次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 法令等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従うこと。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- (4) 勤務時間中は職務に専念すること。

(免職)

第9条 市教育委員会は、指導者が前条の各号の一に違反した場合は、その職を免ずるものとする。

- 2 前項の免職は、辞令を交付して行うものとする。

(退職)

第10条 指導者が、任用期間の満了前に退職しようとするときは、退職願を提出するものとする。

- 2 該当する関係校園長は、市教育委員会へ意見を具申するものとする。
- 3 第1項の退職は、辞令を交付して行うものとする。

(災害補償)

第11条 指導者の公務上の災害（通勤災害を含む。）に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。